

— お 知 ら せ —

市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅（都市計画法第34条第12号（市条例第5条第1項第2号イ）基準関係）の開発許可審査基準を改正しました。

埼玉県における開発許可審査基準の改正を受け、本市の開発許可審査基準を令和2年10月1日付けで改正しました。

この改正により、施行期日以降につきましては、「農地法第5条許可を停止条件とした所有権移転仮登記」を設定した開発許可申請ができなくなります。

○施行期日 令和3年10月1日（金）

※下記の案件に限り、改正前の開発許可審査基準に基づき開発許可申請の受付を行います。

●農用地区域からの除外手続きが不要な案件（農地転用許可のみの場合）
⇒令和3年9月30日（木）までに、開発行為許可申請書を提出してください。

●農用地区域からの除外手続きが必要な案件（令和3年11月（予定）の除外申出期間までに申出をする場合）
⇒令和3年9月30日（木）までに、「久喜市開発行政に関する相談事務処理要領」に基づく相談票を提出してください。

手続きの詳細等につきましては、担当職員にお問合せください。

【問合せ先】久喜市役所 建設部都市計画課 開発指導係

電話 0480-22-1111（内）4665～4668